

一般財団法人気象業務支援センター
理事長の職務内容等

1 一般財団法人気象業務支援センターの概要

当本法人は、平成6年3月15日に設立された財団法人気象業務支援センターを前身とし、平成24年4月1日に一般財団法人気象業務支援センターとして、特例民法法人（財団法人）から移行設立され、産業、交通その他の社会活動における気象に関する情報の利用の促進を図るとともに、気象業務法第17条の規定により許可を受けて行われる予報業務その他の気象業務の円滑な実施及び健全な発達を支援し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

主な業務内容は、

- (1) 観測の成果その他の気象庁が保有する気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）の提供
- (2) 前号の気象情報の提供の的確な実施のために必要なバックアップシステムの運用その他の支援
- (3) 気象情報の提供及び利用に関する調査及び研究
- (4) 気象情報の利用に関する事項に係る相談その他の援助
- (5) 気象情報の利用に関する研修
- (6) 気象予報士試験の実施に関する事務
- (7) 気象測器の検定の実施に関する事務
- (8) 気象業務に関する国際協力の事務
- (9) 気象情報の普及及び利用の促進のための講演会その他の事業
- (10) 気象研究の推進に関する事務
- (11) その他気象業務の円滑な実施及び健全な発達を支援するために必要な事業

2 ポスト：常勤理事（理事長候補）

（任期2年：2024年6月の定時評議員会での選任から2026年6月の定時評議員会の終結の時まで。）

3 職務内容

会長を補佐してこの法人の業務を統理し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 必要な資格・経験等

- (1) 原則として2024年6月末現在で65歳未満であること。
- (2) 当法人の定款に定める事業を的確に遂行できる十分な能力を有し、法人の健全な運営を推進する強い意欲が認められること。
- (3) 中立性、公平性を担保して業務を遂行することのできる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (4) 当法人の事業内容及び事業に関連する法令についての知見を有していること。
- (5) 産業、交通その他の社会活動における気象に関する情報の利用について知識と経験を有し、その促進を図るとともに、健全な発達の支援の実施に熱意と責任感を有していること。
- (6) 民間企業、公益法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、組織を管理する十分な能力を有していること。
- (7) 民間企業や国等の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：一般財団法人気象業務支援センター
(東京都千代田区神田錦町三丁目17番地 東ネンビル6階)
- (3) 勤務時間：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- (4) 給与：役員の報酬等に関する規則による
- (5) 福利厚生：健康保険・厚生年金保険加入、健康診断（年1回）の受診
- (6) 危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合がある